

令和6年 月 日

**「外国人観光客向けウェルカムカード」の取組に
御参加いただける協賛店舗を募集しております。**

事業者の皆様へ

青森県観光交流推進部観光政策課

外国人観光客向けウェルカムカードの試行実施概要

はじめに

県では冬季における外国人観光客の誘客強化と観光消費額の増加を図り、地域活性化するため、外国人観光客に対し、地域内の施設や店舗で割引やサービスなどの特典を受けることができるウェルカムカードの取組を中南地域において試行することとしました。

冬季の観光振興は青森県全体の大きな課題であり、この取組は課題解決に向けて、地域全体が一体となり、これから増加が見込まれる外国人観光客の経済効果を獲得するために重要だと考えております。

実施内容

◇実施期間

令和6年12月1日～令和7年2月28日

◇利用対象

中南地域に宿泊した外国人観光客

●カードの配付から各店舗における特典提供の流れ

- ア 中南地域にある協力ホテル、旅館に宿泊する外国人観光客に対し、宿泊施設のチェックイン時にカードを配付（1人1枚）
- イ 外国人観光客が滞在中に協賛店を利用する時にカードを提示
- ウ 協賛店はカードを提示した外国人観光客に特典を提供

<提供する特典の例>

料金の割引（〇〇〇円割引、〇%割引）、オリジナルノベルティグッズのプレゼント、ドリンク1杯サービス、通常メニューに唐揚げ1個追加、お刺身2切れ追加など

※特典に係る経費は各店舗様の御負担となりますので、店舗様の裁量により特典の内容を決めていただき、利用者に提供してください。

※「消費税サービス」、「消費税分還元」、「消費税相当分ポイント付与」など、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を与えるものは法律で禁止されていますので御注意ください。

●配布するウェルカムカード

- ア 名称:「ウェルカムカード」 ※準備段階で変更となる可能性があります。
- イ 仕様: 名刺サイズの紙製カード
- ウ 配付場所: この取組に協賛する宿泊施設
チェックインの際に本キャンペーンの利用者に配付
- エ 利用期限: チェックイン日からチェックアウト日まで
(宿泊施設にて日付を記載します。)

●協賛店の検索方法

「GoogleMyMAP」を用いて、協賛店マップを4言語対応で作成します。協賛店の位置情報とともに、特典内容も表示します。

●協賛店のメリット

- ◎ 外国人観光客が店舗を選択する際の動機づけとなり、利用店舗として選択される可能性が高くなります。
- ◎ 外国人観光客は観光地での消費意欲が高く、利用した店舗における売り上げ拡大が期待できます。

- ◎ 外国人観光客を受け入れる機会の増加に向けて、外国人の受入を経験することができます。

☒ その他注意事項

(1) 特典提供の対象外となる商品等

観光地における消費を喚起するという趣旨に鑑み、以下の商品等について特典を提供することは禁止としますのでご注意ください。

- ▶ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、県証紙、店舗が独自に発行する商品券等）、プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ▶ 金融商品（預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等）
- ▶ 既存の債務の弁済
- ▶ 各種サービスのキャンセル料
- ▶ 電子商取引
- ▶ 公序良俗に反するもの
- ▶ 事業活動に伴い使用する原材料、機器類又は商品等
- ▶ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
- ▶ 社会通念上不相当とされるもの
- ▶ その他各取扱店舗が指定するもの

※アクティビティのガイド料等は対象です。

※特典の提供対象外とする商品等を独自に決める場合は、陳列棚、店内、レジ周辺等への掲示、その他の方法により、利用者が予め認識できるようにしてください。

(2) 偽造カードを発見した際の対応

万が一、デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造されたカードと確認できた場合には、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に報告してください。

(3) 他の割引企画等との併用について

他の割引企画等との併用不可等を定める場合は、利用者が予め認識できるように、その旨を分かりやすい場所に明示してください。

(4) カードの利用に関するトラブルについて

カードの利用に関するトラブル等については、原則として本実施概要を参考に各店舗様にてご対応をお願いいたします。万が一お困りの場合は、事

務局までご相談ください。

(5) その他禁止事項

有効なカードを提示した利用者に対し、特典の提供を拒否する、カードを提示しないお客様と異なる利用代金を請求する等、利用者に不利となる差別的な取り扱いは行わないでください（ただし、(2) 及び (3) に記載の場合を除きます）。

(6) 虚偽の申告や不正が発覚した場合

万が一、参加店舗による虚偽の申告や不正が発覚した場合には、当該店舗をこの取組の参加対象外とします。

(7) 提出いただいた書類について

提出いただいた参加申込書につきましては返却いたしませんので、必要であれば、提出前に各自で写しを取り、保管してください。なお、本キャンペーンの実施に係る業務以外の用途で使用することはありません。

参加要件

外国人観光客向けウェルカムカード試行実施の参加対象となる店舗は、下記要件を全て満たすものとします。

- (1) 中南地域（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）で営業する店舗。
- (2) 本事業概要に定める内容を遵守できる店舗。
- (3) 下記に該当しない店舗であること。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者又は支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。〕第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。

- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑥ 次に掲げる営業を営む店舗でないこと。
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の許可・届出の対象となる営業(同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。)を営む店舗
 - 3の①から④の利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗

参加方法

この取組に参加を希望する店舗は、「(様式1)外国人観光客向けウェルカムカード取扱店舗 参加申込書」を、事務局までメールまたは FAX (メール・FAX に対応できない場合郵送も可) により提出してください。

※Google フォームで申し込まれた場合、書類の送付は不要です。

提出書類の確認後、参加要件に合致しない等の理由により、参加をお断りする場合のみ、事務局からご連絡をさせていただく予定です。

一次締切

令和6年11月15日(金)

※一次締切後も随時受付をいたしますが、一次締切を過ぎた場合、事業開始時の協賛店情報の掲載に間に合わない場合がありますのでご了承ください。